

## 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日に核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪している。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国や被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

さらに、平成 29 年 12 月に核兵器廃絶を訴えてきた NGO 団体 ICAN へノーベル平和賞が授与され、被爆者も受賞演説を行った。このことは、国連での多数派ということだけでなく、国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がり、そして、これからも広がることを示している。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 日本政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 2 条約の調印までの間は、オブザーバーとして条約国会合及び再検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 27 日

新潟県佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿